

**U-CANの知的財産管理技能検定2級
速習テキスト&予想模試
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、制度改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

【変更をお知らせしている箇所】

2016（平成28）年11月6日の第25回の知的財産管理技能検定試験に関わることが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成27年7月10日法律第55号〔平成28年4月1日施行〕）及び著作権法の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第35号〔平成27年1月1日施行〕）、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年10月9日法律第54号〔平成28年1月1日施行〕）に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年8月22日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 39	下から2行目	ただし、自己の持分を 放棄 する場合には、他の共有者の 同意は不要 です。	削除
P 41	下から9行目	これは例外的な扱いですので、職務発明とならない場合は、このような予約承継の取決めをしても、無効となります。	これは例外的な扱いですので、職務発明とならない場合は、このような予約承継の取決めをしても、無効となります。 <u>予約承継の場合、当該特許を受ける権利が発生した時（発明の完成時）から、その特許を受ける権利は使用者等に帰属します。</u>
P 41	下から4行目	●特許を受ける権利を企業等に譲渡した場合は、企業等から相当の <u>対価の支払い</u> を受ける権利を取得する	●特許を受ける権利を企業等に譲渡した場合は、企業等から相当の <u>金銭その他の経済上の利益（相当の利益）</u> を受ける権利を取得する
P 41	下から2行目	職務発明の場合も、一般の発明と同様に、発明者である従業者等は、……	職務発明の場合も、 <u>予約承継のときを除いて</u> 、一般の発明と同様に、発明者である従業者等は、……
P 41	プラスワン	「相当の <u>対価</u> 」かどうかは、契約、勤務規則等でこの <u>対価</u> について定める場合には、 <u>対価の決定基準の策定の際の使用者等と従業者等の協議の状況等の手続的合理性があるかどうか</u> で判断される（特35条4項）。	「相当の <u>利益</u> 」かどうかは、契約、勤務規則等でこの <u>利益</u> について定める場合には、 <u>相当の利益の内容の決定基準の策定の際の使用者等と従業者等の協議の状況等の手続的合理性があるかどうか</u> で判断される（特

			35条5項)。																
P42	1行目	使用者等が契約、勤務規則その他の定めにより、この特許を受ける権利を承継した場合には、従業者等に <u>相当の対価</u> を支払わなければなりません(特35条3項)。	使用者等が契約、勤務規則その他の定めにより、この特許を受ける権利を承継した場合には、従業者等は <u>相当の利益</u> を受ける権利を取得します(特35条4項)。																
P43	できたらチェック 問題7	従業者等が契約等によりその職務発明について使用者等に特許を受ける権利を承継させたとき、 <u>相当の対価</u> を受ける権利を得る。	従業者等が契約等によりその職務発明について使用者等に特許を受ける権利を承継させたとき、 <u>相当の利益</u> を受ける権利を得る。																
P43	できたらチェック 問題9	職務発明において、従業者等が使用者等のため専用実施権を設定した場合には、使用者等から <u>相当の対価の支払い</u> を受ける権利を取得する。	職務発明において、従業者等が使用者等のため専用実施権を設定した場合には、使用者等から <u>相当の利益</u> を受ける権利を取得する。																
P53	欄外	特許出願の日から3年以内に出願審査請求を行わない場合は、特許出願を取り下げたものとみなされます。	特許出願の日から3年以内に出願審査請求を行わない場合は、特許出願を取り下げたものとみなされます。 <u>ただし、請求期間を徒過したことにつき正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、出願審査請求をすることができます。</u>																
P63	プラスワン	所定の金額とは、毎年 <u>2,300円</u> に加えて、…	所定の金額とは、毎年 <u>2,100円</u> に加えて、…																
P69	特許料の額の表	<p>■特許料の額</p> <table border="1"> <tr> <td>第1年～第3年</td> <td>毎年<u>2,300円</u> + 200円 × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第4年～第6年</td> <td>毎年<u>7,100円</u> + 500円 × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第7年～第9年</td> <td>毎年<u>21,400円</u> + <u>1,700円</u> × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第10年～第25年</td> <td>毎年<u>61,600円</u> + <u>4,800円</u> × (請求項の数)</td> </tr> </table>	第1年～第3年	毎年 <u>2,300円</u> + 200円 × (請求項の数)	第4年～第6年	毎年 <u>7,100円</u> + 500円 × (請求項の数)	第7年～第9年	毎年 <u>21,400円</u> + <u>1,700円</u> × (請求項の数)	第10年～第25年	毎年 <u>61,600円</u> + <u>4,800円</u> × (請求項の数)	<p>■特許料の額</p> <table border="1"> <tr> <td>第1年～第3年</td> <td>毎年<u>2,100円</u> + 200円 × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第4年～第6年</td> <td>毎年<u>6,400円</u> + 500円 × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第7年～第9年</td> <td>毎年<u>19,300円</u> + <u>1,500円</u> × (請求項の数)</td> </tr> <tr> <td>第10年～第25年</td> <td>毎年<u>55,400円</u> + <u>4,300円</u> × (請求項の数)</td> </tr> </table>	第1年～第3年	毎年 <u>2,100円</u> + 200円 × (請求項の数)	第4年～第6年	毎年 <u>6,400円</u> + 500円 × (請求項の数)	第7年～第9年	毎年 <u>19,300円</u> + <u>1,500円</u> × (請求項の数)	第10年～第25年	毎年 <u>55,400円</u> + <u>4,300円</u> × (請求項の数)
第1年～第3年	毎年 <u>2,300円</u> + 200円 × (請求項の数)																		
第4年～第6年	毎年 <u>7,100円</u> + 500円 × (請求項の数)																		
第7年～第9年	毎年 <u>21,400円</u> + <u>1,700円</u> × (請求項の数)																		
第10年～第25年	毎年 <u>61,600円</u> + <u>4,800円</u> × (請求項の数)																		
第1年～第3年	毎年 <u>2,100円</u> + 200円 × (請求項の数)																		
第4年～第6年	毎年 <u>6,400円</u> + 500円 × (請求項の数)																		
第7年～第9年	毎年 <u>19,300円</u> + <u>1,500円</u> × (請求項の数)																		
第10年～第25年	毎年 <u>55,400円</u> + <u>4,300円</u> × (請求項の数)																		
P149	10行目	<u>10年分</u> の登録料として1件につき [<u>37,600円</u> × 区分数] を一括納付(商40条1項)することも、前期と後期に分けて、 <u>5年分</u> の登録料として1件につき [<u>21,900円</u> × 区分数] を納付することもできます(商41条の2第1項)。	<u>10年分</u> の登録料として1件につき [<u>28,200円</u> × 区分数] を一括納付(商40条1項)することも、前期と後期に分けて、 <u>5年分</u> の登録料として1件につき [<u>16,400円</u> × 区分数] を納付することもできます(商41条の2第1項)。																
P154	6行目	また、この期間内に申請できないときでも商標権は直ちに消滅するわけではなく、期間経過後 <u>6か月以内</u> であれば申請することが認められています(商20条3項)。	また、この期間内に申請できないときでも商標権は直ちに消滅するわけではなく、期間経過後 <u>でも、経済産業省令で定める期間内</u> であれば申請することが認められていま																

			す（商20条3項）。						
P154	欄外 重要!!! 更新登録料	更新登録料 ・一括納付の場合 <u>48,500円</u> ×区分数 ・分割納付の場合 <u>28,300円</u> ×区分数（前期・後期とも）	更新登録料 ・一括納付の場合 <u>38,800円</u> ×区分数 ・分割納付の場合 <u>22,600円</u> ×区分数（前期・後期とも）						
P160	できたらチェック 解説2	2. <u>×</u> 満了日から1年6か月以内ではなく、 <u>6か月以内</u> であれば、割増更新登録料を追加して申請することができる。	2. <u>×</u> 満了日から1年6か月以内ではなく、 <u>経済産業省令で定める期間内</u> であれば、割増更新登録料を追加して申請することができる。						
P182	プラスワン	<u>現在、日本はハーグ協定には加盟しておらず、加盟に向けて協議中である。</u>	<u>ハーグ協定には日本も加盟しています。</u>						
P183	その他の条約のまとめの表 3行目	<table border="1"> <tr> <td>ハーグ協定</td> <td><u>×</u></td> <td>意匠権</td> </tr> </table>	ハーグ協定	<u>×</u>	意匠権	<table border="1"> <tr> <td>ハーグ協定</td> <td><u>○</u></td> <td>意匠権</td> </tr> </table>	ハーグ協定	<u>○</u>	意匠権
ハーグ協定	<u>×</u>	意匠権							
ハーグ協定	<u>○</u>	意匠権							
P183	末尾	追加	<p>⑥特許法条約（PLT） 特許法条約（PLT）は、各国により異なる国内特許出願手続きの統一化・簡素化を目的とする条約です。日本もPLTへの加入に伴い、PLTの規定を担保する規定を含む法改正が、平成28年4月1日に施行されました。</p> <p>⑦商標法に関するシンガポール条約（STLT） 商標法に関するシンガポール条約（STLT）は、各国により異なる商標登録出願手続きの統一化・簡素化を目的とし、出願人の利便性向上と負担軽減を図るための条約です。日本もSTLTへの加入に伴い、STLTの規定を担保する規定を含む法改正が、平成28年4月1日に施行されました。</p>						
P185	章末実技問題 問題2	…… <u>3</u> がありますが、わが国は現在のところ加盟していません。」	…… <u>3</u> があり、わが国も加盟しています。」						
P220	欄外	「著作権」とは、著作物を文書や図画として <u>印刷・複製し、発行する権利</u> をいいます。	「著作権」とは、著作物を文書や図画として <u>複製し、出版する権利</u> をいいます。						
P246	不正競争行為の分類の表	<p>■不正競争行為の分類</p> <p>①周知表示混同惹起行為（1号）</p> <p>②著名表示冒用行為（2号）</p> <p>③商品形態模倣行為（3号）</p> <p>④営業秘密に関する不正競争行為（4号～<u>9号</u>）</p>	<p>■不正競争行為の分類</p> <p>①周知表示混同惹起行為（1号）</p> <p>②著名表示冒用行為（2号）</p> <p>③商品形態模倣行為（3号）</p> <p>④営業秘密に関する不正競争行為（4号～<u>10号</u>）</p>						

		⑤技術的制限手段妨害行為（ <u>10号、11号</u> ） ⑥ドメイン名不正取得等行為（ <u>12号</u> ） ⑦原産地等誤認惹起行為（ <u>13号</u> ） ⑧競争者営業誹謗行為（ <u>14号</u> ） ⑨商標代理人の商標冒用行為（ <u>15号</u> ）	⑤技術的制限手段妨害行為（ <u>11号、12号</u> ） ⑥ドメイン名不正取得等行為（ <u>13号</u> ） ⑦原産地等誤認惹起行為（ <u>14号</u> ） ⑧競争者営業誹謗行為（ <u>15号</u> ） ⑨商標代理人の商標冒用行為（ <u>16号</u> ）
P 249	8行目	これらの行為に当たるものは、次の <u>6つ</u> とされています（不正2条1項4号～9号）。	これらの行為に当たるものは、次の <u>7つ</u> とされています（不正2条1項4号～10号）。
P 249	営業秘密の不正取得等に当たる行為の表	営業秘密の不正取得等に当たる行為の表の末尾に追加	・不正使用行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、または電気通信回線を通じて提供する行為（10号）
P 249	下から6行目	……不正競争行為には当たりません（不正19条1項6号）。	……不正競争行為には当たりません（不正19条1項6号）。 <u>また、差止めを請求できる期間の経過後に、営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡等する行為も、不正競争行為には当たりません（不正19条1項7号）。</u>
P 250	2行目	……電気通信回線を通じて <u>提供</u> したりする行為をいいます（不正2条1項 <u>10号・11号</u> ）。	……電気通信回線を通じて <u>提供</u> したりする行為をいいます（不正2条1項 <u>11号・12号</u> ）
P 250	8行目	したがって、技術的制限手段の <u>試験または研究</u> のために当該装置を譲渡等する行為には適用されません（不正19条1項7号）。	したがって、技術的制限手段の <u>試験または研究</u> のために当該装置を譲渡等する行為には適用されません（不正19条1項8号）。
P 250	13行目	……特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為をいいます（不正2条1項 <u>12号</u> ）。	……特定商品等表示と同一または類似のドメイン名を取得・保有・使用する行為をいいます（不正2条1項 <u>13号</u> ）。
P 250	18行目	……その <u>原産地・品質・内容等につき誤った認識</u> をさせるような表示をする行為をいいます（不正2条1項 <u>13号</u> ）。	……その <u>原産地・品質・内容等につき誤った認識</u> をさせるような表示をする行為をいいます（不正2条1項 <u>14号</u> ）。
P 250	22行目	……または <u>流布</u> する行為をいいます（不正2条1項 <u>14号</u> ）。	……または <u>流布</u> する行為をいいます（不正2条1項 <u>15号</u> ）。
P 250	下から3行目	……許諾を得ないでその商標を使用・譲渡等をする行為をいいます（不正2条1項 <u>15号</u> ）。	……許諾を得ないでその商標を使用・譲渡等をする行為をいいます（不正2条1項 <u>16号</u> ）。
P 251	9行目	……または <u>その行為の開始のときから10年</u> を経過したときは消滅します（不正15条）。	……または <u>その行為の開始のときから20年</u> を経過したときは消滅します（不正15条）。
P 282	知的財産侵害物品の表	■知的財産侵害物品 ① <u>特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・育成者権</u> を侵害する物品	■知的財産侵害物品 ① <u>特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・回路配置利用権・育成者権</u> を侵害する物品

		<p>②次の行為を組成する物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周知表示混同惹起行為 ● 著名表示冒用行為 ● 商品形態模倣行為 	<p>②次の行為を組成する物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周知表示混同惹起行為 ● 著名表示冒用行為 ● 商品形態模倣行為 ● 営業秘密侵害品の譲渡等行為 ● 技術的制限手段に対する不正行為
P 282	欄外	②の3つの行為は、不正2条1項1号から3号までに掲げる行為のことで、……	②の5つの行為は、不正2条1項1号～3号、10号～12号までに掲げる行為のことで、……
P 284	コレだけ!! 1 行目	●特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・育成者権を侵害する物品および不正競争行為を組成する物品は輸出入できない	●特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・著作隣接権・回路配置利用権（輸入のみ禁止）・育成者権を侵害する物品および不正競争行為を組成する物品は輸出入できない
P 285	できたらチェック 解説1	1. × 取締りの対象となるのは、周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為である。	1. × 取締りの対象となるのは、周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、営業秘密侵害品の譲渡等行為、技術的制限手段に対する不正行為である。
P 319	予想模擬試験 問34 参考 7 行目	<p>各年の区分 金額</p> <p>第一年から第三年まで 毎年二千三百円に一請求項につき二百円を加えた額</p> <p>第四年から第六年まで 毎年七千五百円に一請求項につき五百円を加えた額</p> <p>第七年から第九年まで 毎年二万四千四百円に一請求項につき千七百円を加えた額</p> <p>第十年から第二十五年まで 毎年六万六千六百円に一請求項につき四千八百円を加えた額</p>	<p>各年の区分 金額</p> <p>第一年から第三年まで 毎年二千五百円に一請求項につき二百円を加えた額</p> <p>第四年から第六年まで 毎年六千四百円に一請求項につき五百円を加えた額</p> <p>第七年から第九年まで 毎年一万九千三百円に一請求項につき千五百円を加えた額</p> <p>第十年から第二十五年まで 毎年五万五千四百円に一請求項につき四千三百円を加えた額</p>
別冊 P 10	解答一覧 問34	<u>12,900</u> (円)	<u>12,300</u> (円)
別冊 P 15	問34 解答	<u>12,900</u> (円)	<u>12,300</u> (円)
別冊 P 15	問34 解説 下から2行目	…… (2,300円 + 200円 × 10) × 3 = <u>12,900</u> 円となります。	…… (2,100円 + 200円 × 10) × 3 = <u>12,300</u> 円となります。